

インバウンド向け VR 映像コンテンツ制作事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により海外との渡航制限が行われているなか、アフターコロナのニューノーマルを想定して、インバウンドセールスについても、従来の手法に加えオンラインの利点を生かした新たな手法について、有効性の検証を進める必要がある。

本事業では、VR 映像コンテンツを活用したオンライン商談会や Web 上での情報発信等の有効性について検証するために VR 映像コンテンツの制作及びそのノウハウの習得を図ります。

2 委託内容

インバウンド向け VR 映像コンテンツ制作業務

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

4 業務内容

(1) VR 映像コンテンツ制作

ア 概要

- ・ 三重県の観光地としての魅力を発信することを目的として、VR 映像コンテンツ（360° 動画及び 360° 静止画）を制作する。
- ・ 制作した VR 映像コンテンツは、三重県観光連盟 HP への掲載、Facebook 及び YouTube への投稿、オンライン商談に活用することを想定している。

イ VR 映像コンテンツ撮影・編集

- ・ 制作数：動画 10 本以上、静止画 20 枚以上
- ・ テーマ：制作する動画のテーマ（※1）をそれぞれ設定すること。
※1 テーマ例（あくまで一例とする）
自然・景勝地、秋（紅葉など）、花（梅など）、グルメ、歴史・文化、アクティビティなど
- ・ 撮影場所：設定したテーマに沿った三重県内の観光コンテンツを選定すること。
- ・ VR 映像コンテンツのテーマ及び撮影場所については、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定することとする。
- ・ フレームレート：30fps 以上
- ・ 解像度：4K 以上
- ・ ファイル形式：MP4（動画）、JPEG（静止画）
- ・ 動画再生時間：1 本あたり 1 分程度を想定するが、撮影する素材により異なって構わない。その動画に最適な再生時間を設定し、三重県と協議のうえ決定すること。

- ・撮影時には現場音も収録すること。
- ・編集時にはグレーディング（色調整）を必ず行うこと。
- ・原則としてVR映像コンテンツにはBGM及びテロップを使用すること。
ただし、撮影する素材によっては、三重県と協議のうえ使用しなくても構わない。
- ・使用する言語は、英語を必須とすること。
- ・BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手續等を受託者の負担により行うこと。
- ・VR映像コンテンツには撮影者が映らないようにすること。また、一般の観光客等が映る場合は、顔をぼかす処理を加える、本人から使用許諾を書面で得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- ・三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ（「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県））（※2）を使用すること。

※2 三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

（2）VR映像コンテンツの撮影、編集技術の指導

- ・受託者は、三重県が指定する者（三重県観光局の職員等を想定）に対して、基本的な撮影・編集方法の指導を行うこと。併せて操作マニュアルを作成すること。
なお、三重県が指定する者が使用する撮影機材は、「GoPro MAX」、編集ソフトは、「Final Cut Pro X」を想定すること。
- ・指導は、撮影・編集について初心者に対してわかりやく説明できる能力を持った者が行うこと。

（3）その他

- ・撮影や編集に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むこと。
- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。

5 納品物、納期、納品場所

下記のとおり令和3年3月26日（金）までに納品すること。VR映像コンテンツの納品にあたっては、DVD、HDD等の記録媒体にて納品することとする。

（1）納品物

- ・4（1）で制作したVR映像コンテンツ
- ・4（2）で制作したマニュアル
- ・業務実施報告書 2部

(2) 納品場所

- ・ 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、三重県が実施するその他の Web コンテンツ制作事業等との連携を視野に入れながら、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めるものとします。
- (2) 業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が(2)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約

金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税等を内書きで記載するものとします。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによります。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。